

安城市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年6月28日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

## 第1 監査の種類

定例監査

## 第2 監査の対象及び期間

産業環境部農務課 令和4年4月5日から5月30日まで

生涯学習部スポーツ課 令和4年4月5日から5月30日まで

## 第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、産業環境部農務課及び生涯学習部スポーツ課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

## 第4 監査の方針

令和4年3月末日までの令和3年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

## 第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

### 農務課

#### 【指導事項】

##### 1 契約関係

農地情報公開システム支援業務において、前回と同様に契約書に規定している書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に務められたい。

##### 2 補助金関係

ジャンボタニシ駆除事業補助金交付事務において、前回と同様に実績報告書に添付されていた領収書のただし書に金種及び数量の内訳が記載されていなかったため、適切な事務執行に務められたい。

### スポーツ課

#### 【指導事項】

## 1 会計年度任用職員関係

業務内容において、前回と同様に職員間に負担の偏りが見られたため、勤務体制を検討し、再発防止に努められたい。